

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年 5 月28日

【会社名】 株式会社アエリア

【英訳名】 Aeria Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小林 祐介

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂三丁目 7 番13号

【電話番号】 03-3587-9574

【事務連絡者氏名】 管理本部長 上野 哲郎

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂三丁目 7 番13号

【電話番号】 03-3587-9574

【事務連絡者氏名】 管理本部長 上野 哲郎

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当
第29回新株予約権証券 34,558,920円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額
2,734,692,720円
(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券(第29回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	17,454個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	34,558,920円
発行価格	新株予約権1個につき1,980円(新株予約権の目的である株式1株当たり19.80円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年6月13日(水)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社アエリア 管理本部 東京都港区赤坂三丁目7番13号
払込期日	平成30年6月13日(水)
割当日	平成30年6月13日(水)
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 新宿南口支店

(注) 1. 第29回新株予約権証券(以下、本新株予約権という。)の発行は、平成30年5月28日(月)開催の当社取締役会決議によるものであります。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしたします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法により全額を次の者に割り当てる。

O a k キャピタル株式会社

4. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は100株である。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の行使請求により、当社が当社普通株式を交付する数は、当社普通株式1,745,400株とする。(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。))は100株とする。)但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後、割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額(同欄第2項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式に調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、「新株予約権の行使時の払込金額」第2項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。また、その計算の結果生じた1円未満の端数は切り上げるものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、金1,547円とする。ただし、本欄第2項の定めるところに従って調整されるものとする。</p> <p>2. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p>

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

- (4) その他

行使価額調整式の計算については、1円未満小数点第2位まで算出し、その小数点第2位を切捨てる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本欄第2項第(2)号の場合は基準日。)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数点第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本欄第2項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (5) 本欄第2項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、株式分割の場合その他適用の日の前日までにかかる通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	2,734,692,720円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成30年6月13日(本新株予約権の払込み完了以降)から平成32年6月12日までとする。ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社アエリア 管理本部 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 新宿南口支店
新株予約権の行使の条件	1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 2. 各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日に適用のある行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定める行使価額とする。ただし、行使価額が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項によって調整された場合は調整後行使価額とする。)の180%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日(以下、本項において「取得日」という。)の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき金1,980円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編成行為」という。)をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社(以下、総称して「再編成対象会社」という。)の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。 (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。 (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。

	<p>(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することのできる期間 別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄第2項「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金」に準じて決定する。</p> <p>(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。</p> <p>(7) その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件 別記「新株予約権の行使の条件」及び別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。</p> <p>(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>(9) その他 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
--	--

(注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、上記表中「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に記載の新株予約権の行使請求受付場所に提出しなければならないものとする。
 - (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
2. 本新株予約権の行使の効力発生時期
本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類の全部が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める新株予約権の行使請求受付場所に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が同欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。
3. 本新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に関する新株予約権証券を発行しないものとする。
4. 株券の不発行
当社は、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しないものとする。
5. 株式の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
6. その他
- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の届出の効力発生を条件とする。
 - (3) その他本新株予約権の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,734,692,720	13,950,000	2,720,742,720

- (注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込まれる金額を合算した金額です。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額は、登記関連費用、新株予約権の公正価値算定費用、並びに本新株予約権の発行に関する関連資料の弁護士費用を含めた総額13,950,000円を予定しております。

(2) 【手取金の使途】

a. 資金調達の目的

(単位：百万円)

具体的な使途	金額	支出予定時期
株式会社サイバードの株式取得(完全子会社化)	2,720	平成30年6月

- (注) 1. 調達した資金は、支出までの期間、当社の取引金融機関の預金口座で保管する予定であります。
2. 株価低迷等により権利行使が進まない場合は、一旦手元資金により株式取得代金を賄う予定です。また、それにより当社運転資金が不足する場合には別途金融機関からの短期借入等により充当する予定です。その場合、株式取得に伴う支出後の本新株予約権による調達資金を、運転資金乃至短気借入金の返済に充当する予定です。このため、充当予定時期は平成30年6月でありながら、新株予約権の行使期間を2年間としています。
3. 今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合等、その時々状況に応じて、資金の使途又は金額を変更する可能性があります。資金の使途又は金額に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。
4. 本新株予約権により調達される手取金の使途のより具体的な内容につきましては、以下の通りです。

当社グループが展開しているインターネット関連事業においては、スマートフォン・タブレット端末の普及に伴い、インターネット利用者数の増加やEC(電子商取引)市場の拡大等を背景として、引き続き成長を続けております。さらに、コンテンツサービスの多様化が市場規模を拡大しており、スマートフォン・タブレット等のモバイルコンテンツ市場においても継続的な成長を続けております。一方で、魅力的なコンテンツやアプリケーションを提供するため、サービス内容は複雑化・高度化する傾向にあるなど、開発費用や人件費等のコストが増加するだけでなく、企業間におけるユーザー獲得競争が一層激化しております。

かかる状況に鑑み、当社は各事業の連携とシナジー創出によりリスク分散を図りつつ、強固な収益基盤を迅速に確立すべく、M&Aを積極的に推進してまいりました。その結果、当社グループは2017年12月時点で連結子会社24社及び持分法適用関連会社1社で構成され、多様な事業資産を有しております。

当社は、当社グループ会社である株式会社リベル・エンタテインメントが運営するスマートフォン向けアプリゲーム「A3!(エスリー)」が好調に推移しており当社業績に貢献しております。「A3!(エスリー)」は劇団の主宰兼『総監督』となり、イケメン劇団員たちをキャストिंगして青春ストーリーが楽しめるイケメン役者育成ゲームであり、特に女性を中心に人気を博しており、累計ダウンロード数は500万人(平成30年3月時点)となります。当社グループは国内女性ゲーム市場においては、競争環境が激しくなっているものの、引き続き成長が見込まれるものと認識しており、さらなるスマートフォン・タブレット等のデジタルコンテンツ市場において市場優位性を確保すべく、特に「A3!(エスリー)」とのゲーム内イベント等によるゲームコラボレーション等によりユーザー間のシナジーが見込め、相互の会員資産を有効活用できるスマートフォン向けゲーム運営等を中心とする企業のM&Aや資本業務提携の検討を進めてまいりました。

そのような中、当社は株式会社サイバード(以下「サイバード」といいます。)(注)の筆頭株主であるファンド運営会社のロングリーチグループ(以下「ロングリーチ」といいます。))より、サイバードの株式譲渡の打診を受けておりました。サイバードは平成10年の会社設立以来、携帯及びスマートフォン向けコンテンツ事業を展開しているモバイルコンテンツ企業であり、ここ数年はモバイルプラットフォーム上で「イケメンシリーズ」を中心とした女性向け恋愛ゲームや「細木数子六星占術」などの占いコンテンツメディアを展開しています。

サイバードが運営する女性向けスマートフォンゲーム・コンテンツ事業は、当社が注力する予定の「A3!(エスリー)」をはじめとしたコンテンツ事業との親和性が高く、特に、女性向け恋愛ゲームである「イケメンシリーズ」に関しては、ユーザー層が重なることから、上述のような相互の会員資産の有効活用が可能と考えております。さらにサイバードは効率的なゲーム運営・開発を可能とする基盤エンジン(COSMOSエンジン)を自社開発するなどコストを抑

えた開発体制を構築している事もあり、サイバードと当社グループにおける当該エンジンや開発人員等のリソースを相互活用することも可能であり、これらの要素から共に事業成長を目指すことができると考えております。

したがって、サイバードを当社の子会社とすることが、当社におけるコンテンツ事業分野の迅速な成長・拡大において必要であり、当社グループの企業価値の向上ひいては既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。

(注) サイバードの概要は、以下のとおりです。

(1) 名称	株式会社サイバード		
(2) 所在地	東京都渋谷区猿楽町10番1号 マンサード代官山		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 内海 州史		
(4) 事業内容	モバイルコンテンツサービスの提供およびモバイルビジネス支援等		
(5) 資本金	100,000千円		
(6) 設立年月日	1998年9月29日		
(7) 大株主及び持株比率	ロングリーチキャピタルパートナーズワンエルピー 76.5% 株式会社サイバード 12.28% 堀主知ロバート 5.63% ロングリーチホールディングスアイルランド 5.36% ロングリーチジーピーコミットメントエルピー 0.23%		
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
(9) 当該会社の最近3年間の連結経営成績及び連結財政状態(単位：千円)			
決算期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
純資産	4,956,212	3,062,507	3,184,080
総資産	6,772,982	5,671,578	5,267,877
1株当たり純資産(単位：円)	19,848.83	12,466.29	12,960.97
売上高	11,935,675	10,320,945	9,554,619
営業利益 又は営業損失	69,354	917,237	213,379
経常利益 又は経常損失	42,693	933,878	195,675
親会社株主に帰属する 当期純利益 又は親会社株主に帰属する 当期純損失	727,547	1,734,691	121,499
1株当たり当期純利益 又は 1株当たり当期純損失(単位：円)	2,915.37	7,024.04	494.68
1株当たり配当金(単位：円)	-	-	-

b. 第三者割当による新株予約権発行を選択した理由

資金調達の確実性

本件資金調達は、今後の当社グループの事業拡大と企業価値の向上に向けて不可欠と考えており、直接調達の手法のうち、第三者割当による資金調達は、公募増資または株主割当での発行と比較して、すみやかかつ確実な資金調達方法であると考えられることによるものです。

次に、第三者割当による新株予約権の発行については、公募増資または株主割当、普通株式の発行による第三者割当増資に比べて下記の特徴があり適切であるとの判断をいたしました。

(本新株予約権の特徴)

本新株予約権の特徴は、次のとおりであります。

<メリットとなる要素>

- ・ 本新株予約権は、発行当初から行使価額は1,547円で固定されており、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から1,745,400株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び割当株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。
- ・ 本新株予約権には、上述「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」の欄に記載のとおり、180%コールオプション条項により、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。
- ・ 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する旨の制限が付されております。

<デメリットとなる要素>

- ・ 本新株予約権の行使が進んだ場合、1,745,400株の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じることとなります。（希薄化率 9.27%）
- ・ 特に、サイバードの株式取得代金の支出に向けて行使が順調に進んだ場合、既存株主に対して、相応の希薄化の影響を与えることとなります。
- ・ 当社株価が行使価額を下回って推移している場合には、本新株予約権の行使が進まず当社の予定する資金調達が十分に行えない可能性があります。

割当予定先からは当社の株価が行使価格を上回っている前提のもと、平成30年6月28日までに、支払予定の株式取得代金という、当社の短期的な資金需要に鑑みて、順次行使を行うが、株価低迷などにより権利行使が進まない場合には、中長期的に当社事業の遂行状況と株価動向を勘案しつつ行使する旨の意向表明が口頭でありました。

当社としては株式取得予定日までに株価低迷などにより権利行使が進まない場合に一旦手元資金により株式取得代金を賄う予定です。またそれにより当社運転資金が不足する場合には別途金融機関からの短期借入金等により充当する予定です。

その他の資金調達方法の検討について

- ・ 金融機関等からの間接金融による資金調達は現状の当社の財務内容では株式取得代金に向けた融資の実施は難しいという返答がなされたため、間接金融による資金調達は困難であると判断いたしました。ただし、新株予約権の行使状況により、当社グループの運転資金として現金預金が不足するような場合には、一時的に借入によって賄うことを検討する予定です。
- ・ 公募増資については、当社の財政状態及び経営成績、株価動向、株式流動性等から判断した場合には、主幹事証券を選定して実施することは現実的ではないと判断いたしました。
- ・ 株主割当増資といった広く出資者を募る方法においては、金額が明確ではなく、必要とする金額の調達が困難となることが予想されます。

- ・ 当社は、新規事業拡大に伴い、時機を失しないよう早急、確実かつ機動的に確保する必要があること。したがって、事前準備と募集期間に一定の時間を必要とする公募増資及び株主割当増資は必ずしも機動的とは言えず、今回の資金調達の方法として適さないこと。
- ・ 株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆるMSCB)の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、行使価額の下方向修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。
- ・ いわゆるライツ・イシューには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性があります。

以上を踏まえて、本資金調達の規模及び資金使途を鑑み、割当予定先との交渉を重ねた結果、第三者割当による新株予約権の発行を選択することといたしました。

また、今回の資金調達は、本新株予約権の発行により行われるものでありますが、本新株予約権の行使期間内にその全部または一部につき行使が行われない場合には、本新株予約権の行使による調達額及び差引手取概算額は減少することから、資金調達の確実性という観点からは、新株式乃至新株予約権付社債の発行で当社が必要とする資金の調達を行うことが望ましいと言えます。

しかしながら、当社が割当予定先との間で行った協議の中で、割当予定先より、新株式が新株予約権付社債ではなく、当社の事業の進捗に応じて新株予約権を行使する本新株予約権で引受を行いたいとの提案をうけたことによるものであります。その調達の一部が、行使可能期間中に随時行使が行われて資金が調達される本新株予約権であっても当該目的は達成可能であると考えております。

c. 資金使途

上記「(1)新規発行による手取金の額」記載の差引手取概算額2,720百万円については、サイバードの株式取得(本件子会社化)に全て充当する予定であります。なお、具体的な使途における資金調達の必要性及びサイバードの概要については、上記「a.資金調達の目的」をご参照ください。なお、本新株予約権の発行による調達金額については、当社が必要とする金額と割当予定先が出資可能な金額並びに第三者割当増資による希薄化の影響度を総合的に勘案し、割当予定先との協議のうえ、決定いたしました。

サイバードの株式取得にあたり、当社は、同社に対する財務デューデリジェンス及び法務デューデリジェンスなどを行い、同社の筆頭株主の業務執行組員であるロングリーチとの間で株式譲渡契約の条件について協議を重ねた結果、当社が依頼した第三者算定機関である株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウントティング(代表取締役：中村 亨)によるディスカウンティッド・キャッシュフロー法(DCF法)による算定結果(6,247百万円~7,635百万円)を踏まえ、譲渡価格を7,000百万円とし、サイバードの発行する株式の全部を譲り受けることに合意しました。なお、DCF法の根拠として採用した事業計画は買収後の施策として、サイバード及びサイバード子会社が外注に出している業務の一部内製化を検討しており内製化に切り替える業務割合を50%と仮定した計画となっております。

当社は売主との間で平成30年5月28日付にて株式譲渡契約を締結します。また、平成30年6月28日(以下、「株式取得予定日」という。)に当社が売主にサイバードの発行する株式の全部を譲り受ける対価として7,000百万円を支払うことで、サイバードは当社の完全子会社となる予定です。当社が売主に対して支払う株式譲渡価格(7,000百万円)については、当社の手元の現預金を中心に、本新株予約権による調達額を充当して一括で支払う予定です。割当予定先からは当社の株価が行使価格を上回っている前提のもと、株式取得予定日までに、支払予定の株式取得代金という、当社の短期的な資金需要に鑑みて、順次行使を行うが、株価低迷などにより権利行使が進まない場合は中長期的に当事業の遂行状況と株価動向を勘案しつつ行使する旨の意向表明が口頭でありました。なお、株価低迷により権利行使が進まない場合は、一旦手元資金により株式取得代金を賄う予定です。また、それにより当社運転資金が不足する場合には別途金融機関からの短期借入金等により充当する予定です。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. ロックアップについて

当社はOakキャピタル株式会社との間で締結予定の総数引受契約の締結日以降、以下に掲げる期間のいずれにおいても、Oakキャピタル株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、対象有価証券(以下に定義する。以下同じ。)の発行等(公募か私募か、株主割当か第三者割当か、新規発行か自己株式の処分か、その形態を問わず、組織再編行為等における対象有価証券の交付を含む。)またはこれに関する公表を行わない。

払込期日から3か月間が経過した日またはOakキャピタル株式会社が保有する本新株予約権の残高がなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間

払込期日から3か月間が経過した日以降、さらに3か月間が経過した日またはOakキャピタル株式会社が保有する本新株予約権の残高がなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間

ただし、当該の期間においては、本新株予約権に係る行使価額を下回る価額での発行等またはこれに関する公表に限りロックアップの対象とする。

「対象有価証券」とは、当社普通株式並びに当社の普通株式を取得する権利または義務の付された有価証券(新株予約権、新株予約権付社債、当社の株式への転換予約権または強制転換条項の付された株式、及び取得対価を当社の株式とする取得請求権または取得条項の付された株式を含むがこれらに限られない。)をいうが、当社及び子会社の役員及び従業員に対して発行される新株予約権並びにこれらの者に対して既に発行されまたは今後発行される新株予約権の行使に応じて発行または交付されるもの、並びに当社とOakキャピタル株式会社との間での「総数引受契約」の締結時点で既に発行された有価証券の行使に基づき発行または交付されるものを除く。

本記載事項は当社とOakキャピタル株式会社との間で平成30年6月13日締結予定の総数引受契約書の規定であります。

2. 先買権について

(1) 新株式発行等の手続

当社は、払込期日から2年間、株式、新株予約権または新株予約権付社債(以下「本追加新株式等」という。)を発行または交付(以下「本追加新株式発行等」という。)しようとする場合には、次の各号を遵守しなければならないものとする。ただし、Oakキャピタル株式会社が保有する新株予約権の残高がなくなり次第、この権利は消滅する。

当社は、Oakキャピタル株式会社に対し、本追加新株式発行等を決議すべき取締役会の開催日の2週間前までに、その予定にかかる主要な条件・内容(本追加新株式等の種類、価額、数量、払込期日、引受予定先(以下「提案先」という。)の名称・所在地等を含むが、これらに限られない。以下同じ。)を記載した書面(以下「本通知書」という。)を交付しなければならない。

Oakキャピタル株式会社は、本通知書を受領後1週間以内に、本通知書に記載された条件・内容により、本追加新株式等を引受けることを希望する旨を記載した書面(以下「応諾通知」という。)を発行会社に交付することにより、本追加新株式等を本通知書に記載された条件・内容により引受けることができる。

当社は、本項 号に従いOakキャピタル株式会社から応諾通知を受領しなかった場合のみ、本通知書に記載された条件・内容に従い、提案先に対してのみ、本追加新株式発行等を決議することができる。

当社は本追加新株式発行等を決議したときは直ちに適用法令に従い開示するものとする。

(2) 例外

前項の定めは、次の各号の場合には、適用されないものとする。

ストック・オプション目的により、当社の役員またはコンサルタント若しくはアドバイザーに対して新株予約権の付与を行う場合、または普通株式の発行または交付(上記ストック・オプション目的により付与された新株予約権の行使に基づくものを除く。)の場合において、当社の取締役会によって適法に承認された資本政策に従っており、かつ、その発行規模が発行済株式総数の5%(新株予約権の発行の場合には、当該新株予約権が行使された場合に交付される株式数を基準に判断される。)を超えないとき。

開示書類に記載された既発行の第14回乃至第16回及び第18回乃至第28回新株予約権の行使の場合において、当該行使又は転換が開示書類に記載された条件から変更又は修正されずに、当該条件に従って行われるとき。

上記の他、当社とOakキャピタル株式会社とが、別途本条の先買権の対象外とする旨を書面により合意したとき。

(3) 違反時の手続

当社が上記「(1)新株式発行等の手続」に従わずに本追加新株式発行等の発行決議を行った場合には、当社は、かかる本追加新株式発行等における主要な条件・内容と同等の条件・内容にて、直ちにOakキャピタル株式会社に対し本追加新株式等を別途発行または交付しなければならない。

本記載事項は当社とOakキャピタル株式会社との間で平成30年6月13日締結予定の総数引受契約書の規定であります。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	O a k キャピタル株式会社
	住所	東京都港区赤坂八丁目10番24号
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度第156期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) 平成29年6月29日 関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度第157期第1四半期 (自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日) 平成29年8月4日 関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度第157期第2四半期 (自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日) 平成29年11月2日 関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度第157期第3四半期 (自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日) 平成30年2月2日 関東財務局長に提出
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	割当予定先は当社普通株式200株を保有しております。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	当社は割当予定先からM & A案件の案件紹介及び情報交換を行っています。

(注) 割当予定先の概要欄及び当社と割当予定先との関係の欄は、本届出書提出日現在におけるものであります。

c. 割当予定先の選定理由

当社が、資金調達において、複数の投資家候補の中から割当予定先を選定するに当たり、当社の事業概要及び事業戦略を理解した上で、当該資金調達に賛同いただける事業会社や投資会社等を割当予定先として検討してまいりました。その中で、過去に当社の第三者割当増資の引受実績があるほか、M & Aの案件紹介及び情報交換等により、成長戦略や資金需要、経営方針、将来的な目標等についてご理解いただいておりますO a k キャピタル株式会社が候補に挙がりました。

O a k キャピタル株式会社につきましては、ゲーム開発会社への投資実績があることや、上場企業向けファイナンスを数多く引受けた実績を持ち、当社へのM & A対象となる候補企業の紹介をいただくなかで十分に当社の戦略を理解いただいていること、前回当社が実施した第三者割当増資の引受においても資金の調達が適時に行われたこと、将来的に必要な資金が確保できた実績等を鑑み、割当予定先として選定致しました。

d. 割り当てようとする株式の数

割当予定先の氏名又は名称	割当株式数
O a k キャピタル株式会社	新株予約権 17,454個 (その目的となる株式 1,745,400株)

e. 株券等の保有方針

割当予定先であるO a k キャピタル株式会社との間で、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、割当予定先であるO a k キャピタル株式会社からは当社の企業価値向上を目指した純投資である旨、意向を表明していただいております。また本新株予約権の行使のタイミングについては、割当予定先からは当社の株価が行使価格を上回っている前提のもと、株式取得予定日までに、支払い予定の株式取得代金という、当社の短期的な資金需要に鑑みて、順次行使を行うが、株価低迷などにより権利行使が進まない場合には中長期的に当社事業の遂行状況と株価動向を勘案しつつ行使する旨の意向表明が口頭でありました。本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場への影響を勘案することを前提に、株価の推移を見ながら売却していく方針であると伺っております。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先であるOakキャピタル株式会社から、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権に係る払込み及び行使に要する資金は確保されている旨の報告を口頭で受けております。また、平成30年2月2日に提出された平成30年3月期第3四半期に係る四半期報告書に掲げられた四半期連結財務諸表から、Oakキャピタル株式会社が係る払込みに要する十分な現預金その他の流動資金を保有していることを確認しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先であるOakキャピタル株式会社は、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場しております。当社は、同社が平成29年7月7日に株式会社東京証券取引所に提出したコーポレートガバナンス報告書において、同社が反社会的勢力との一切の関係を遮断すること等の反社会的勢力排除に向けた基本的方針を定めていることを確認しております。また、過去の新聞記事、WEB等のメディア掲載情報の検索によっても、同社及びその役員と反社会的勢力との関係は認められませんでした。

当社は、同社と反社会的勢力との関係は確認できないこと、また同社は、株式会社東京証券取引所の取引参加者であることから、同社及び同社役員は反社会的勢力との関わりがないと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとされております。なお、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価額の算定根拠及びその合理性に関する考え方

本新株予約権の発行価額の公正価値の算定には、他の上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(住所：東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表者：代表取締役社長 能勢元)に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

また、当該機関の公正価値の算定については、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、当社普通株式の株価変動性(ボラティリティ)、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められた諸条件を考慮し、ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用しております。

なお、当該機関による算定の条件として、基準となる当社株価1,547円(平成30年5月25日の終値)、権利行使価額1,547円、ボラティリティ80.05%(平成28年4月から平成30年4月の月次株価を利用し年率換算して算出)、権利行使期間2年、リスクフリーレート0.131%(評価基準日における長期国債レート)、配当率0.00%、当社による取得条件、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権1個につき1,980円との結果を得ております。

当社は、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社による本新株予約権の発行価額の公正価値の算定結果を参考に、割当予定先と協議のうえ、本新株予約権の発行価額を、評価額(1,980円)と同額とすることを決定いたしました。

本新株予約権の行使価額については、本新株予約権に関する取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,547円といたしました。行使価額の決定に際し、取締役会決議日の直前営業日の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値を基準値として算定しましたのは、当社としましては、直前営業日の株価終値が当社の企業価値を反映しているものと判断したことによります。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる条件について記載いたします。

・割当先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提として、行使期間最終日(平成32年6月12日)に時価が行使価額以上である場合には残存する本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。行使期間中においては、最小二乗法を組み合わせたモンテカルロ・シミュレーションに基づき行使タイミングを計算しております。具体的には、新株予約権を行使した場合の行使価値と、継続して保有した場合の継続価値を比較し、継続価値よりも行使価値が高いと判断された時に割当予定先が新株予約権を行使することを仮定しております。

取得条項があることは、割当先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。よって、取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。当社の取得条項の発動前提は、本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して本新株予約権の行使価額(ただし、株式分割等の一定の事由が生じたことにより調整された場合は調整後の行使価額)の180%を超過した場合に発動することとしております。なお具体的な取得条項の発動時の株価水準は行使価額1,547円に180%を乗じた2,784円(小数点以下切捨て)(ただし、株式分割等の一定の事由が生じたことにより行使価額が調整された場合は、調整後の行使価額に基づいて計算されます。)としており、取得条項が発動された場合、割当先がすべての本新株予約権を行使するものとしております。当社は、取得条項がない場合についても、取得条項がある場合と比べ本新株予約権の価値が高く評価されることを確認しております。

株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日当たり79,330株(最近2年間の日次売買高の中央値である793,300株の10%)ずつ売却できる前提を置いております。日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の100%ルール(自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の100%を上限とする規制)を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である100%のうち平均してその10%~20%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。

その上で、当社は本新株予約権の公正価値(1個当たり1,980円)と本新株予約権の払込金額(1個当たり1,980円)を比較し、本新株予約権の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

なお、当社監査役3名(うち2名は社外監査役)全員も東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社は、当社と取引関係がなく当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、本新株予約権の価格算定方法は市場慣行に従った一般的な方法であり、同社は本新株予約権の評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、その算定過程及び前提条件に関して同社から提出されたデータや資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることから、公正価値評価額は適正かつ妥当な価額と思われる、その公正価値評価額と同額の払込金額を決定していることにより、本新株予約権の発行は有利発行には該当せず適法であるという判断をしております。

当社監査役3名(うち2名が社外監査役)全員から、発行条件は、当社が本新株予約権の公正価値評価を外部の独立した専門機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社に依頼し発行価額を定めていること、過去の新株予約権発行による通常の新株予約権発行と比較し不当とはいえず、割当予定先に特に有利な発行条件ではないことから、有利発行には該当しないとの意見を得ております。

そして、当社取締役会においては、監査役3名の上記意見表明についての説明を受け、全取締役の賛同の下、本新株予約権の発行を決議しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

本新株予約権の行使により発行される潜在株式数は1,745,400株(議決権の数は17,454個)であり、平成29年12月31日現在の当社普通株式の発行済株式総数19,224,213株より自己株式405,274株を差し引いた18,818,939株(議決権総数188,152個)に対する希薄化の割合は9.27%(議決権の総数に対する割合は9.28%)となります。これにより既存株主様におかれましては、株式持分及び議決権比率の低下並びに1株当たりの純資産額が変動いたします。

もっとも、上記の希薄化を勘案しても、上記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途 a. 資金調達目的」に記載したとおり、本新株予約権の発行により、今後の中長期的なコンテンツ事業拡大の実現によって、当社の企業価値を高め株主価値の向上に資するものと考えております。

また、本新株予約権の行使により発行する当社普通株式の数1,745,400株に対し、当社普通株式の過去1ヶ月間における1日当たり平均出来高は332,826株であり、一定の流動性を有していることから、本新株予約権の行使による新株式の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではないと判断しました。これらに鑑みれば、本新株予約権の発行は、中長期的な企業価値・株主価値の向上に寄与することを可能とするものであり、既存株主の利益にも資するものであり、かつ、本新株予約権の発行において予定される上記希薄化を上回る利益をもたらす企業価値の向上を期待できるものであることから、今回の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると考えております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
長嶋 貴之	東京都千代田区	3,037,600	16.14%	3,037,600	14.77%
小林 祐介	東京都港区	2,202,800	11.71%	2,202,800	10.71%
Oakキャピタル株式会社	東京都港区赤坂 8-10-24	200	0.0%	1,745,600	8.49%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町 1-2-10	534,100	2.84%	534,100	2.60%
TUSCAN CAPITAL LLC	910 FOULK ROAD, SUITE 201, WILMINGTON DE 19803 USA	508,600	2.70%	508,600	2.47%
BNP PARIBAS LONDON	10 HAREWOOD AVENUE LONDON	379,424	2.02%	379,424	1.85%
高濱 憲一	CAIRNHILL ROAD, SINGAPORE	249,400	1.33%	249,400	1.21%
寺島 義貴	東京都目黒区	238,024	1.26%	238,024	1.16%
牟田 正	神奈川県鎌倉市	166,996	0.89%	166,996	0.81%
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町 1-4	160,800	0.85%	160,800	0.78%
計		7,477,944	39.74%	9,223,344	44.86%

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成29年12月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して記載しております。

3. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成29年12月31日現在の総議決権数188,152個に、本新株予約権の発行に係る議決権の最大となる数17,454個を加算し、算定しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスク

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第16期)及び四半期報告書(第17期第1四半期)(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成30年5月28日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成30年5月28日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第16期事業年度)の提出日(平成30年3月30日)以降、本有価証券届出書提出日(平成30年5月28日)までの間において、下記臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

(平成30年3月30日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成30年3月29日開催の当社定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1)株主総会が開催された年月日

平成30年3月29日

(2)決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金10円 総額188,189,390円

ロ 効力発生日

平成30年3月30日

第2号議案 株式会社リベル・ホールディングスとの吸収合併契約承認の件

平成30年4月3日を効力発生日として、株式会社アエリアを吸収合併存続会社、株式会社リベル・ホールディングスを吸収合併消滅会社とする合併に関する合併契約を承認する。

第3号議案 定款一部変更の件(発行可能株式総数の変更)

定款第6条(発行可能株式総数)に規定される発行可能株式総数を22,680,000株から78,000,000株に変更する。

第4号議案 取締役4名選任の件

長嶋貴之、小林祐介、三宅朝広、吉村隆の4名を選任する。

(3)決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意志の表示に係る議決権の数、該当決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 及び賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	88,152	1,842	0	(注)1	可決 99.79
第2号議案 リベルホールディングスとの 吸収合併契約承認の件	87,736	2,259	0	(注)2	可決 97.49
第3号議案 定款一部変更の件	84,175	5,820	0	(注)2	可決 93.53
第4号議案 取締役4名選任の件					
長嶋 貴之	84,439	5,546	0		可決 93.84
小林 祐介	83,968	6,017	0	(注)3	可決 93.31
三宅 朝広	83,878	6,107	0		可決 93.21
吉村 隆	85,120	4,865	0		可決 94.59

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(平成30年5月28日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は平成30年5月28日開催の取締役会において子会社取得を行うことを目的に、株式譲渡契約を締結することを決議いたしました。当該子会社取得は、特定子会社の異動に該当するため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第8号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

1. 特定子会社の異動について(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告内容)

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

商号	株式会社サイバード
本店の所在地	東京都渋谷区猿楽町10-1 マンサード代官山
代表者の氏名	代表取締役社長 内海 州史
資本金の額	100,000千円(平成30年3月31日現在)
事業の内容	モバイルコンテンツ事業

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る特定子会社の議決権の数及び特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る特定子会社の議決権の数

異動前： -個

異動後： 245,615個

総株主等の議決権に対する割合

異動前： -%

異動後： 100.00%

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当社は、平成30年5月28日開催の取締役会において、子会社取得を行うことを目的に株式譲渡契約を締結することを決議いたしました。当該譲渡契約に基づき株式会社サイバードは当社の子会社となる予定であります。当該子会社の純資産額が当社の純資産額の100分の30以上に売上高の相当するため、当社の特定子会社に該当することになります。

異動の年月日

平成30年6月28日

2. 子会社の取得の決定について(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2に基づく報告内容)

(1) 取得対象子会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社サイバード
本店の所在地	東京都渋谷区猿楽町10-1 マンサード代官山
代表者の氏名	代表取締役社長 内海 州史
資本金の額	100,000千円(平成30年3月31日現在)
純資産の額	3,166,714千円(平成30年3月31日現在)
総資産の額	5,093,349千円(平成30年3月31日現在)
事業の内容	モバイルコンテンツ事業

(2) 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益(単位:千円)

決算期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
売上高	10,988,654	9,902,235	8,406,209
営業利益又は営業損失()	81,017	913,434	188,187
経常利益又は経常損失()	54,636	930,072	170,484
当期純利益又は当期純損失()	596,648	1,713,677	87,757

注) 当期純利益又は当期純損失は親会社株主に帰属する当期純利益額又は当期純損失額を記載しています。

(3) 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

(4) 取得対象子会社に関する子会社取得の目的

当社は株式会社サイバード(以下、「サイバード」という。)の筆頭株主であるファンド運営会社のロングリーチグループより、サイバードの株式譲渡の打診を受けておりました。サイバードは平成10年の会社設立以来、携帯及びスマートフォン向けコンテンツ事業を展開しているモバイルコンテンツ企業であり、ここ数年はモバイルプラットフォーム上で「イケメンシリーズ」を中心とした女性向け恋愛ゲームや「細木数子六星占術」などの占いコンテンツメディアを展開しています。

サイバードが運営する女性向けスマートフォンゲーム・コンテンツ事業は、当社が注力する予定の「A3!(エースリー)」をはじめとしたコンテンツ事業との親和性が高く、特に、女性向け恋愛ゲームである「イケメンシリーズ」に関しては、ユーザー層が重なることから、上述のような相互の会員資産の有効活用が可能と考えております。さらにサイバードは効率的なゲーム運営・開発を可能とする基盤エンジン(COSMOSエンジン)を自社開発するなどコストを抑えた開発体制を構築している事もあり、サイバードと当社グループにおける当該エンジンや開発人員等のリソースを相互活用することも可能であり、これらの要素から共に事業成長を目指すことができると考えております。

(5) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

取得対象子会社の株式(発行済株式数245,615株)を7,000,000千円にて取得する契約となっております。ただし、対象会社が保有する自己株式は除きます。

株式会社サイバードの普通株式	7,000,000千円
デューデリジェンス費用等(概算)	9,000千円
合計(概算額)	7,009,000千円

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第16期)	自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日	平成30年3月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第17期第1四半期)	自 平成30年1月1日 至 平成30年3月31日	平成30年5月15日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年3月30日

株式会社アエリア
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

代表社員
業務執行社員 公認会計士 木村 直人 印

業務執行社員 公認会計士 戸城 秀樹 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アエリアの平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アエリア及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は、平成30年2月14日開催の取締役会において、子会社である株式会社リベル・エンタテインメントが単独株式移転を実施し、同社のコンテンツ事業を統括する中間持株会社である株式会社リベル・ホールディングスを設立することを決議している。また、平成30年3月1日付けで会社を存続会社とする株式会社リベル・ホールディングスとの吸収合併契約を締結し、平成30年3月29日開催の第16期定時株主総会において承認可決されている。
2. 「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は、平成30年2月21日開催の取締役会において、清匠株式会社の全株式を取得して子会社化することを決議するとともに、同日付けで同社の株主との間で株式譲渡契約を締結し、株式譲渡を完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の平成28年12月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して平成29年3月31日付けで無限定適正意見を表明している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アエリアの平成29年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社アエリアが平成29年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成30年3月30日

株式会社アエリア
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

代表社員
業務執行社員 公認会計士 木村 直人 印

業務執行社員 公認会計士 戸城 秀樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アエリアの平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アエリアの平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は、平成30年2月14日開催の取締役会において、子会社である株式会社リベル・エンタテインメントが単独株式移転を実施し、同社のコンテンツ事業を統括する中間持株会社である株式会社リベル・ホールディングスを設立することを決議している。また、平成30年3月1日付けで会社を存続会社とする株式会社リベル・ホールディングスとの吸収合併契約を締結し、平成30年3月29日開催の第16期定時株主総会において承認決議されている。
- 「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は、平成30年2月21日開催の取締役会において、清匠株式会社の全株式を取得して子会社化することを決議するとともに、同日付けで同社の株主との間で株式譲渡契約を締結し、株式譲渡を完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の平成28年12月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成29年3月31日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
- XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年5月15日

株式会社アエリア
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

代表社員
業務執行社員 公認会計士 木村直人 印

業務執行社員 公認会計士 戸城秀樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アエリアの平成30年1月1日から平成30年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成30年1月1日から平成30年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成30年1月1日から平成30年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アエリア及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が四半期連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。